（法第五十四条第一項本文に規定する主務省令で定める自立支援医療の種類）

第三十六条　法第五十四条第一項本文に規定する主務省令で定める自立支援医療の種類は、次の各号に掲げるものとする。

一～三　（略）

（法第五十四条第一項ただし書に規定する主務省令で定める種類の医療）

第三十七条　法第五十四条第一項ただし書に規定する主務省令で定める種類の医療は、更生医療及び精神通院医療とする。

（支給認定基準世帯員）

第三十八条　令第二十九条第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げる支給認定に係る障害者等の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、支給認定に係る障害児の保護者が後期高齢者医療の被保険者である場合（第二号に掲げる場合に限る。）は、当該障害児の保護者及び当該支給認定に係る障害児の加入している国民健康保険の被保険者（当該支給認定に係る障害児以外の者であって、かつ、当該支給認定に係る障害児と同一の世帯に属するものに限る。）とする。

一～三　（略）

（法第五十四条第三項に規定する主務省令で定める事項）

第四十一条　法第五十四条第三項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一～十　（略）

（法第五十五条に規定する主務省令で定める期間）

第四十三条　法第五十五条に規定する主務省令で定める期間は、一年以内であって、支給認定に係る障害者等の心身の障害の状態からみて指定自立支援医療を受けることが必要な期間とする。

（法第五十六条第一項に規定する主務省令で定める事項）

第四十四条　法第五十六条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一～四　（略）

（令第三十二条第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項）

第四十六条　令第三十二条第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、第三十五条第一項各号（第三号及び第七号を除く。）に掲げる事項及び負担上限月額の算定のために必要な事項とする。

（令第三十五条第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める者）

第五十三条　令第三十五条第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める者は、同条第二号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であって、同条第三号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

（令第三十五条第四号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める給付）

第五十四条　令第三十五条第四号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める給付は、次の各号に掲げるものとする。

一～十二　（略）

（法第五十四条第一項本文に規定する厚生労働省令で定める自立支援医療の種類）

第三十六条　法第五十四条第一項本文に規定する厚生労働省令で定める自立支援医療の種類は、次の各号に掲げるものとする。

一～三　（略）

（法第五十四条第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定める種類の医療）

第三十七条　法第五十四条第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定める種類の医療は、更生医療及び精神通院医療とする。

（支給認定基準世帯員）

第三十八条　令第二十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げる支給認定に係る障害者等の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、支給認定に係る障害児の保護者が後期高齢者医療の被保険者である場合（第二号に掲げる場合に限る。）は、当該障害児の保護者及び当該支給認定に係る障害児の加入している国民健康保険の被保険者（当該支給認定に係る障害児以外の者であって、かつ、当該支給認定に係る障害児と同一の世帯に属するものに限る。）とする。

一～三　（略）

（法第五十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第四十一条　法第五十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一～十　（略）

（法第五十五条に規定する厚生労働省令で定める期間）

第四十三条　法第五十五条に規定する厚生労働省令で定める期間は、一年以内であって、支給認定に係る障害者等の心身の障害の状態からみて指定自立支援医療を受けることが必要な期間とする。

（法第五十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第四十四条　法第五十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一～四　（略）

（令第三十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第四十六条　令第三十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、第三十五条第一項各号（第三号及び第七号を除く。）に掲げる事項及び負担上限月額の算定のために必要な事項とする。

（令第三十五条第三号に規定する厚生労働省令で定める者）

第五十三条　令第三十五条第三号に規定する厚生労働省令で定める者は、同条第二号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であって、同条第三号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

（令第三十五条第四号に規定する厚生労働省令で定める給付）

第五十四条　令第三十五条第四号に規定する厚生労働省令で定める給付は、次の各号に掲げるものとする。

一～十二　（略）